

SNS利用の現状と課題

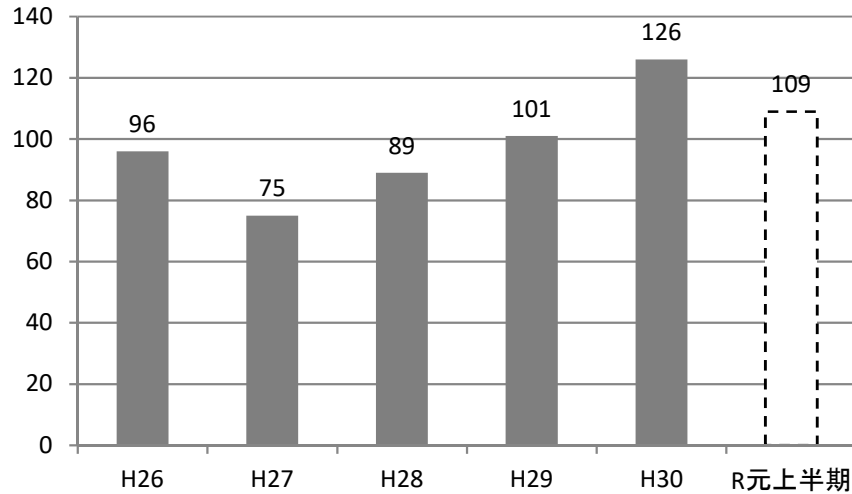
埼玉県県民生活部青少年課

SNSに起因する事件

- SNSに起因する犯罪被害が増加
- 被害児童の9割は中高生

【県内のSNSに起因する被害児童数】

(県警発表資料より作成)



【最近の事件の例】

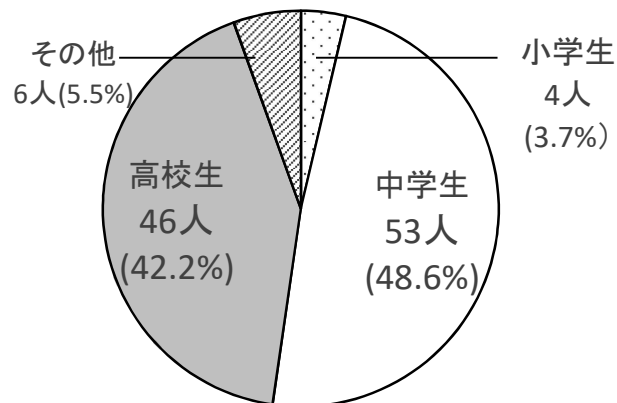
・栃木県の35歳の男が、ツイッターで大阪市内の小中学生を栃木県内の自宅に連れ去り、未成年者誘拐の疑いで逮捕された。

・本庄市の37歳の男が、ツイッターでさいたま市と兵庫県の女子中学生2人を誘い出し、本庄市内の住宅に住ませ、未成年者誘拐の疑いで逮捕された。

・上尾市の52歳の男が、SNSを通じて埼玉県内の女子高校生と知り合いになり、現金を渡してわいせつな行為をした疑いで逮捕された。

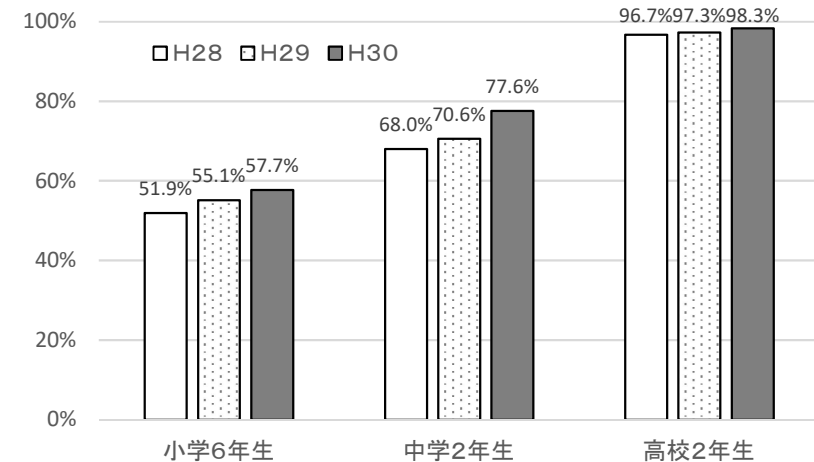
【被害児童の内訳(令和元年度 上半期)】

(県警発表資料より作成)



【スマホ・携帯所有率】

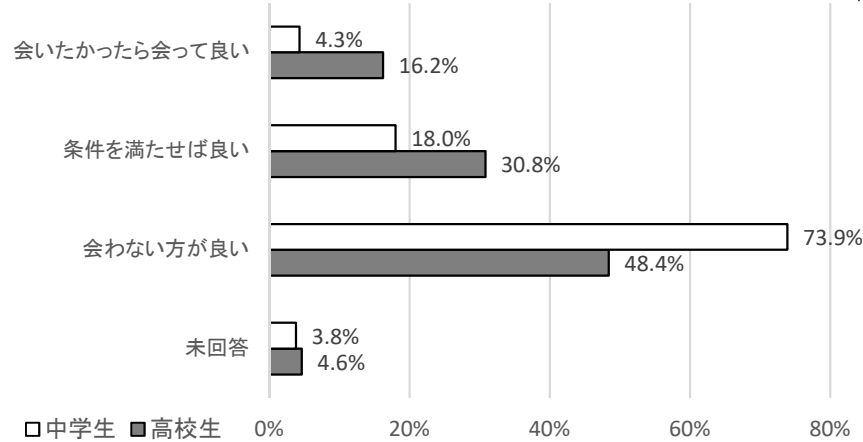
(県教委調査より作成)



子どもたちの意識

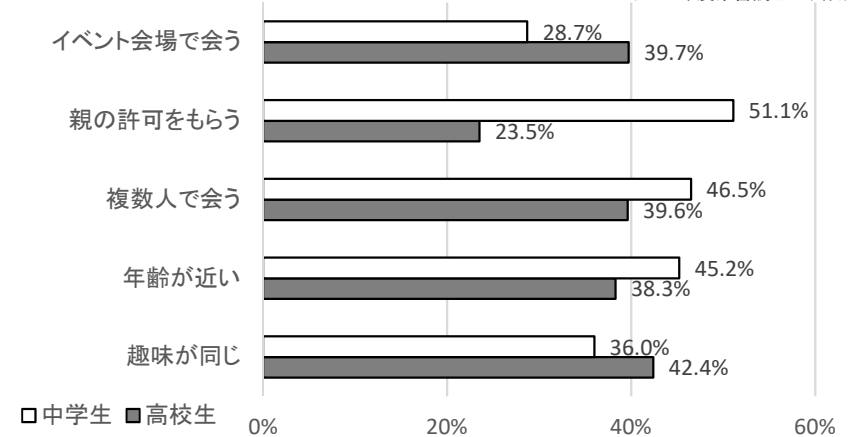
ネット上で知り合った人と会うことについて

(H30年度県警調査より作成)



ネット上で知り合った人と会う条件

(H30年度県警調査より作成)

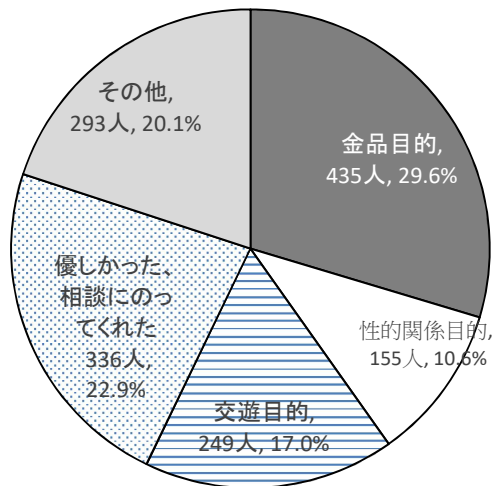


被害児童が被疑者と会った理由

(H29警察庁資料より作成)

・「金品目的」や「性的目的」で約4割を占める。

・「優しくかった、相談に乗ってくれた」も多い。

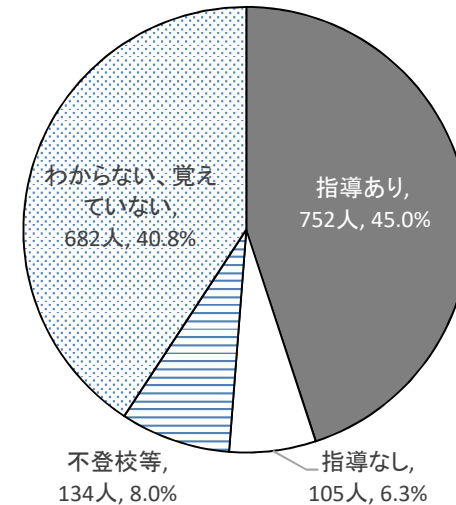


被害児童の学校での指導状況

(H29警察庁資料より作成)

・指導を受けたとする児童は半数以下。

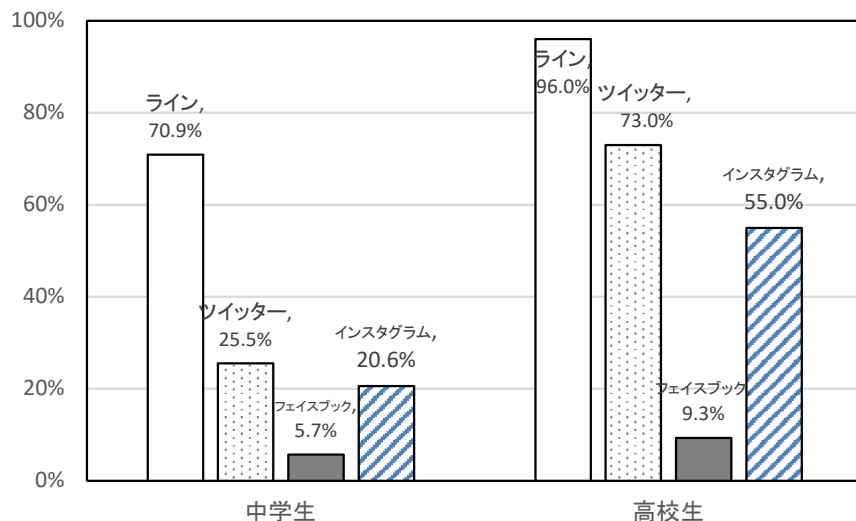
・「指導なし」「覚えていない」が半数近い。



SNSの利用状況、事業者・警察の対策

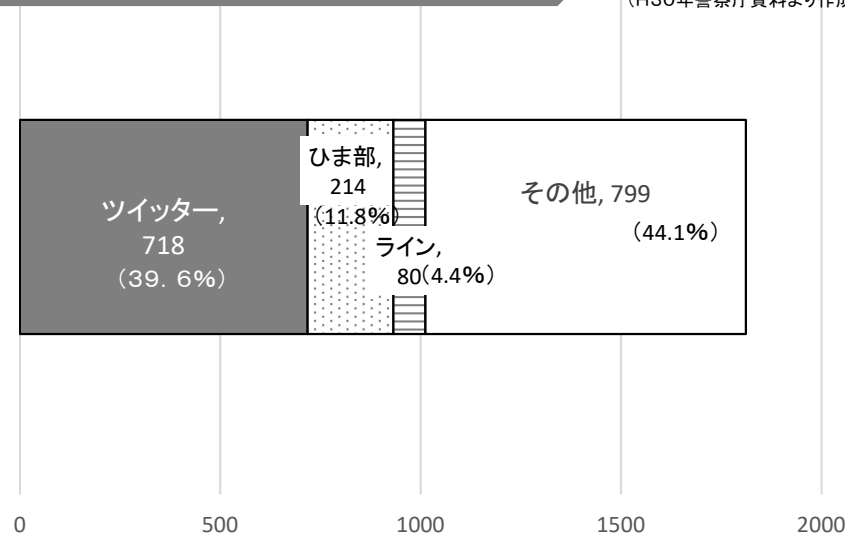
SNSの利用状況

(H30年度県警調査より作成)



被害児童数の多いSNS

(H30年警察庁資料より作成)

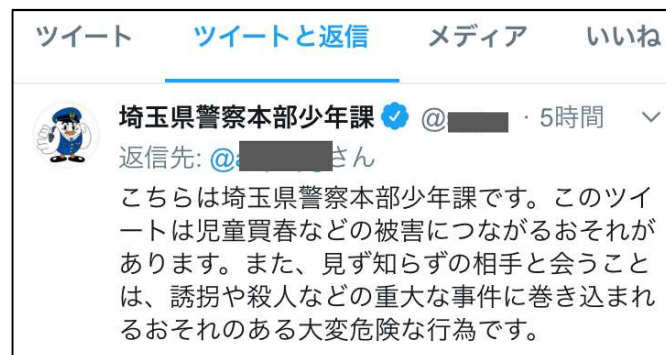


事業者の利用規定と対策

	未成年者の利用規定	事業者の対策
ライン	15歳未満は保護者の同意が必要	18歳未満の利用者が見知らぬ人とつながらないように機能を制限
ツイッター	13歳未満は利用禁止	13歳未満と確認されればアカウント削除
フェイスブック	13歳未満は利用禁止	13歳未満と確認されればアカウント削除
ひま部	学生専用 小学生は利用禁止	2019年12月でサービス終了

警察によるSNSでの注意喚起

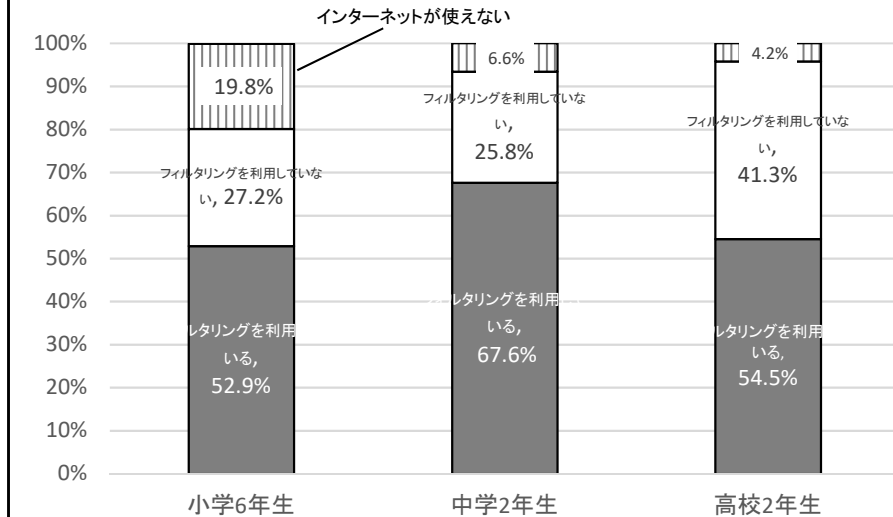
県警では、ツイッター上で援助交際を求めたり、誘ったりする書き込みを探し、直接、返信して注意喚起を行っている。
(悪質な場合は、補導、立件する。)



フィルタリングの利用状況と利用促進

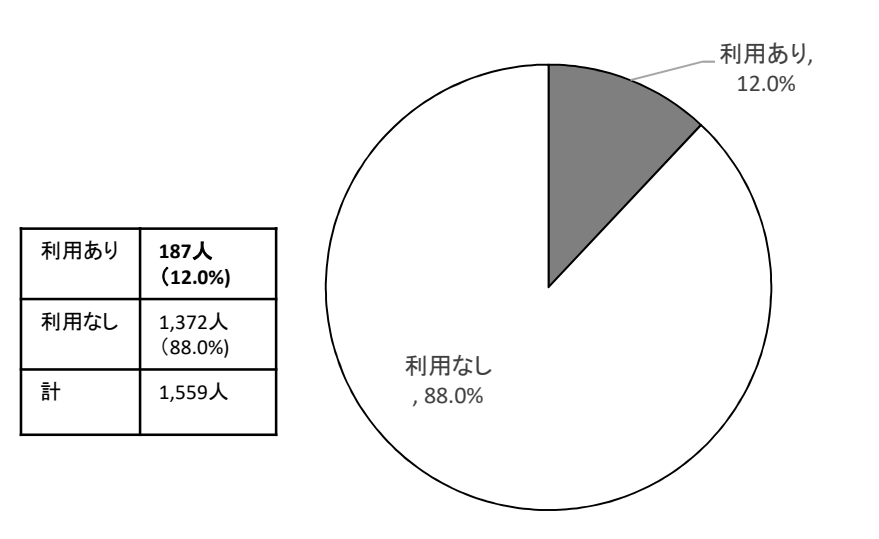
フィルタリングの利用

(H30県教委調査より作成)



被害児童のフィルタリング利用状況

(H30年警察庁資料より作成)



フィルタリングの規定

青少年が利用するスマホ等には、原則としてフィルタリングをかけなければならない。

【インターネット環境整備法】

・事業者は青少年が使う携帯電話やスマホ等を販売する場合、保護者が希望しない場合を除き、フィルタリングを利用させなければならない。

【県条例】

・保護者は、フィルタリングを希望しない場合、その旨を書面で提出しなければならない。また、事業者は提出がなければフィルタリングを解除できない。

事業者への指導

【携帯電話販売事業者への立ち入り調査】

対象事業者	調査実施	確認事項
555店	291店	・フィルタリングの設定状況 ・解除時の書面の提出状況

児童生徒・保護者への啓発

- ・ネットアドバイザーによる保護者や子供向けの講座
- ・学校でPTA総会や入学式など保護者が集まる機会を捉えての啓発

子供や保護者への啓発

ネットアドバイザーの派遣

◇概要

・インターネットの適切な利用を推進するため、小中高校などにネットアドバイザーを派遣して講座を開催し、保護者や子供たちに啓発活動を実施。

◇ネットアドバイザー

・インターネットやスマートフォン、家庭教育などについて精通している方を対象に、県が研修を行い、ネットアドバイザーとして認定。
・約100人。

◇講座の内容

・インターネットの危険性や適切な利用の仕方
・家庭での見守りやルールづくり など

* 講座実施時の学校からの意見など

- ・保護者への啓発が大切だが、学んでほしい人ほど講座に参加しない。
- ・子供の方が保護者や教師よりも詳しく、指導が難しい。
- ・SNSのトラブルなどは目に見えにくく、問題の重要性を保護者に理解していただくことが難しい。
- ・家庭でのスマホ利用のルールが大きく違うため、児童間のトラブルになることがある。
- ・ラインやゲームを長時間利用し、朝起きられず寝不足、不登校気味になっている子供もいる。

学校でのスマホ・携帯教室の開催

(H30県教委調査)

	小学校	中学校	高校	計
ネットアドバイザー	278回	87回	6回	371回
携帯電話事業者	202回	99回	20回	321回
警察、その他	153回	99回	31回	283回
教職員	74回	45回	13回	132回
計	707回	330回	70回	1,107回

普及啓発チラシ

(埼玉県)

安心できるスマホ※の利用のために

SNS、ゲーム、インターネットには、子供にとって危険な情報が含まれています。スマホを使うときは、フィルタリングの活用、保護者の見守り、ルールづくりが大切です。

フィルタリングを活用しましょう

有害な情報の閲覧や危険な出会いなどを防ぐために、フィルタリングが不可欠です。SNS 利用年齢の9歳以上は、フィルタリングをいっしょに設定してください。自分を守るため、お子さんを守るために、フィルタリングを活用しましょう。

子供が使用するスマホの利用状況を見守りましょう

スマホの利用を子供任せにせず、保護者も子供が使用するスマホの利用状況を見守りましょう。保護者のスマホの設定で、子供のスマホの利用状況を確認できる場合があります。詳しくは契約した携帯電話販売店へご確認ください。

家庭・学校でのルールづくりを

スマホを安全に利用するためには、フィルタリングのほか、子供の発達段階に応じた使い方を親子、学校で話し合い、ルールを決めておくことが大切です。

ルールを作る際は、ネットの危険性や使用目的などを親子、学校と家庭と一緒に考え、子供が納得できるルール作りをすることが重要です。

(九都県市)

メディア利用 家庭でルール 決めていこう

子どものメディア利用 「信じているから…」だけで大丈夫?

「スマホ・ゲーム・SNS」

「STOP!」

相談しやすい関係づくり

SNSが不安のはけ口

【識者や支援者の指摘】

- ・SNSのトラブルに巻き込まれる子供たちには、困ったときに周囲に信頼できる大人がいない
- ・ネット上であれば匿名で本音をつぶやける
- ・知らない人であってもつながることで不安を紛らわせる。
- ・メールや電話での相談には慣れていない

その他～香川県でのネット依存対策条例案

【趣旨】

- ・子どもたちをネット・ゲーム依存症から守る

【主な規定案】

- ・保護者と子どもでスマホ利用のルールをつくる。
- ・ルールの基準として、ゲーム利用時間を平日60分、休日90分以内とし、中学生までは午後9時、高校生は午後10時までに使用をやめることとする。

県や関係機関の相談窓口

困った時の相談窓口

非行電話相談 NPO法人非行克服支援センター	03-5348-7699 (埼玉県民は無料) (火、水、木(祝日・年末年始を除く) 14:00~20:00)
どんなことでも 子どもスマイルネット(埼玉県)	048-822-7007 (毎日10:30~18:00)
いじめ、不登校、学校生活 よい子の電話教育相談 (県立総合教育センター)	#7300又は0120-86-3192(子供用) 048-556-0874(保護者用) (毎日24時間)
子どもの人権 子どもの人権110番(法務局)	0120-007-110 (平日8:30~17:15)
覚せい剤、大麻、麻薬の相談 (公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	048-822-4970 (平日8:30~17:15)
性暴力等犯罪被害の相談 アイリスホットライン(埼玉県)	048-839-8341 (毎日24時間)
ネットいじめ、ネットトラブルの通報窓口 埼玉県教育委員会	https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime/netpat.html
ネット上の誹謗中傷の対応や削除申請等の相談 違法・有害情報相談センター	http://www.ihaho.jp/ 048-723-1447 (平日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00) ※さいたま市の方は「さいたま市こころの電話048-762-8554(平日(祝日・年末年始を除く)9:00~16:00)」へ
思いがけない妊娠など にんしんSOS埼玉	050-3134-3100 (16:00~24:00)※受付23:00まで
児童虐待に関する相談、通報 児童相談所全国共通ダイヤル	189(いちばやく)
犯罪被害に関すること	近くの警察署または交番
非行、家出、いじめなどの少年問題 埼玉県警察少年サポートセンター	048-865-4152(保護者用) 048-861-1152(少年用) (月~土(祝日・年末年始を除く)8:30~17:15)

※面接相談は要予約

*令和2年4月から土曜日の相談は実施しません